

## 広島県警察本部公告第1号

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成20年1月7日

広島県警察本部長 飯 島 久 司

### 1 調達内容

#### (1) 業務名

広島県警察総務事務システム開発運用等業務委託

#### (2) 業務の仕様等

入札説明書による。

#### (3) 履行期間

契約締結の日から平成27年3月31日まで

#### (4) 履行場所

入札説明書による。

#### (5) 予算上限額

331,545千円（消費税及び地方消費税含む。）

#### (6) 入札方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方式による。

#### (7) 入札書の記載方法等

入札金額は、契約期間全体の総額で入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（5パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格等

入札参加者は、単独企業又は企業グループとし、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 平成18年広島県告示第715号（平成19年から平成20年までにおける県の業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）又は平成19年広島県告示第191号（平成19年から平成20年までにおける県の業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等）によって「15-Dシステム設計・開発」及び「15-Eシステム保守・管理」の資格を認定されている者であること。

- (3) 本件調達の商品日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 企業グループにあっては、全ての構成員が上記(1)から(3)の要件を満たしていること。  
ただし、(2)の資格については、企業グループの構成員は「15-Dシステム設計・開発」又は「15-Eシステム保守・管理」の資格のいずれかを認定されている者であること。
- (5) 企業グループの構成員が、単独企業又は他の企業グループの構成員として、本件調達に参加していないこと。

### 3 入札参加資格審査の申請手続

- (1) 本件の総合評価一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記2(2)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

- (2) 申請期間

平成20年1月7日（月）から平成20年1月23日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日〔以下「休日」という。〕を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

- (3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語による記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

- (4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務部財務局財産管理室（広島県庁舎本館3階）

電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

### 4 入札手続等

- (1) 入札説明書の交付場所、交付期間及び入手方法

- ア 交付場所

〒730-8507 広島市中区基町9番42号

広島県警察本部警務部警務課企画第三係（広島県庁舎東館14階）

電話（082）228-0110（内線2657）

- イ 交付期間

平成20年1月7日（月）から平成20年1月23日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

- ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る，又は郵送により請求すること。ただし，郵送による請求の場合は，上記イの期間内に必着することとし，返信用の封筒及び切手を同封すること。

なお，直接の受取交付を希望する者は，希望する日の前日までに，上記アの場所に交付を希望する旨を連絡すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は，入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し，入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果，入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成 20 年 1 月 23 日（水）午後 5 時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便，配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の業務のうち書留郵便若しくは配達記録郵便に準ずるものに限る。）による。ただし，郵送等による場合は，上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

平成 20 年 1 月 30 日（水）までに通知する。

(3) 入札書及び提案書の提出先，提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

平成 20 年 2 月 15 日（金）午後 5 時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし，郵送等による場合は，上記イの期限までに必着することとする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成 20 年 2 月 18 日（月）午前 10 時

イ 場所

広島市中区基町 9 番 42 号

広島県庁舎東館 14 階会議室

(5) ヒアリング

入札後に提案の詳細について、ヒアリングを行う場合がある。

5 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した者のうち、この業務の遂行に最適な業者を選定するため、広島県警察総務事務集中化業務に係る業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が提案書を審査し、総得点の最も高い者を落札者とする。

(2) 審査の結果、最高点者が 2 者以上の場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該者がやむを得ないと認められる理由により、くじ引きに参加できないときは、当該者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 提案審査

提案審査は、入札書及び提案書の内容を合計 600 点（次により算出された技術点及び価格点）の範囲内で評価項目ごとに得点化して行う。ただし、技術点が 240 点を下回る場合は、落札者とししない。

(1) 技術点の得点化

技術点は、「提案書評価表」に基づき、審査委員会が提案書を審査し、次により算出する。

なお、技術点の満点は、400 点とする。

ア 評価項目単位の採点

提案書の記載内容により 4 段階評価とする。4 段階の評価の目安は次のとおりとし、県で想定している一般的な提案の評価は、3 点とする。

（目安）

非常に優れている。（5 点）

優れている。（4 点）

普通である。（3 点）

劣っている、又は記載がない。（0 点）

イ 評価点の重み

重要度に応じて、1 から 3 までの重みを各評価項目単用に設定する。

ウ 評価項目点

評価項目単用の採点に評価項目単用の重みを乗じて得た点とする。

エ 技術点

技術点は、評価項目点を集計した合計点とする。

(2) 価格点の得点化

価格点は、次に掲げる式により算出する（価格点に端数があるときは、小数点第 2 位

以下を四捨五入する。 ) 。

価格点 =  $200 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

免除

#### イ 契約保証金

(7) 県と締結した委託・役務業務委託を平成 19 年 10 月 1 日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は、「15-D システム設計・開発」又は「15-E システム保守・管理」の資格に限る。）契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

#### (イ) 上記(7)以外の者

免除

### (3) 入札者に求められる義務

上記 4 (2) オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書を提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### (4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

### (5) 契約書作成の要否

要

### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 問い合わせ先

〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号

広島県警察本部警務部警務課企画第三係（広島県庁舎東館 14 階）

電話 (082) 228-0110 (内線 2657) ファクシミリ (082) 228-9016

## 7 Summary

(1) Nature of the Services to be required

Development of Integrated Office Management System for Hiroshima Prefectural Police

(2) Time-limit for tender

5:00 p.m. 15 February 2008

(3) Fulfillment period

From the day of commencement through 31 March 2015

(4) Fulfillment Place

Specified in the bid explanation form

(5) Contact point for the notice

3rd Planning Section, Administration Division, Police Administration Department,  
Hiroshima Prefectural Police Headquarters

9-42 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima 730-8507 Japan

TEL +81-82-228-0110 (ext. 2657)

## 提 案 書 評 価 表

| 番号                  | 中項目              | 小項目             | 評価内容   | 重み | 上限<br>配点 |
|---------------------|------------------|-----------------|--|----|----------|
| 1 基本的事項             |                  |                 |  | 3  | 15       |
|                     | 基本的な考え方について      |                 | 本システムの開発に当たっての基本的な考え方が記載されていること。また、開発・運用を行うに当たって発生すると思われる課題とその対応策について、具体的に記載されていること。 | 3  | 15       |
| 2 本システムの機能要件に関する事項  |                  |                 |  | 33 | 165      |
| 2-1                 | 電子決裁基盤について       |                 | 電子決裁基盤の具体的な実現方法が記載されていること。   | 3  | 15       |
| 2-2                 | 人事関連機能について       |                 | 人事関連機能の具体的な実現方法が記載されていること。   | 3  | 15       |
| 2-3                 | 勤務時間・休暇関連機能について  |                 | 勤務時間・休暇関連機能の具体的な実現方法が記載されていること。  | 3  | 15       |
| 2-4                 | 給与関連機能について       |                 | 給与関連機能の具体的な実現方法が記載されていること。   | 3  | 15       |
| 2-5                 | 福利厚生関連機能について     |                 | 福利厚生関連機能の具体的な実現方法が記載されていること。   | 2  | 10       |
| 2-6                 | 共通機能について         | メニュー関連機能について    | メニュー（職員ポータル）機能の実現方法が記載されていること。また、利用者の利便性の向上にどのように寄与するかが記載されていること。                    | 2  | 10       |
| 2-7                 |                  |                 | メニュー（職員ポータル）機能の画面が例示されていること。   | 2  | 10       |
| 2-8                 |                  | 他システム連携関連機能について | 他システム連携関連機能の具体的な実現方法が記載されていること。  | 2  | 10       |
| 2-9                 |                  | FAQ機能について       | FAQ機能の具体的な実現方法が記載されていること。  | 1  | 5        |
| 2-10                |                  | コールセンター支援機能について | コールセンター支援機能の具体的な実現方法が記載されていること。  | 1  | 5        |
| 2-11                | 共通基盤システム関連機能について |                 | ユーザー認証における共通基盤システムとの連携について、具体的に記載されていること。  | 2  | 10       |
| 2-12                |                  |                 | 共通基盤システムの職員ポータルとの連携について、具体的に記載されていること。   | 2  | 10       |
| 2-13                |                  |                 | H i - N e t 上の他システム又は知事部局LAN/WAN上のシステムとのデータ連携について、具体的に記載されていること。                     | 2  | 10       |
| 2-14                |                  |                 | 共通基盤システムの統合運用管理機能を利用した基本的な運用管理業務の実現方法について、具体的に記載されていること。                             | 2  | 10       |
| 2-15                | データ要件について        |                 | データの保持・移行について、具体的に記載されていること。   | 2  | 10       |
| 2-16                | 有益な提案について        |                 | その他追加提案があれば、具体的に有益な提案が記載されていること。   | 1  | 5        |
| 3 本システムの非機能要件に関する事項 |                  |                 |  | 25 | 125      |
| 3-1                 | システムの品質・性能について   | 標準適合性について       | 本システムを構成する製品や技術の標準適合性が具体的に記載されていること。   | 2  | 10       |
| 3-2                 |                  | 安定稼働性について       | 本システムを構成する製品や技術の成熟度及び本システムの対障害性を高めるための工夫が具体的に記載されていること。                              | 2  | 10       |
| 3-3                 |                  | 保守容易性について       | 組織改編及び人事異動に伴う設定変更作業などに必要な作業が記載されていること。   | 2  | 10       |
| 3-4                 |                  | 拡張性について         | 手続を新規に追加する場合や既存の電子化手続の変更に対応するために、データベースやプログラム等において、どのような工夫（対策）を行っているかが記載されていること。     | 2  | 10       |

|                      |                |                  |  |    |     |
|----------------------|----------------|------------------|--|----|-----|
| 3-5                  |                | 信頼性について          | 機器の障害等によるシステムダウンがないような仕組みや対策が具体的に記載されていること。  | 2  | 10  |
| 3-6                  |                | 操作性について          | 職員の利便性向上を実現するための継続的な改善についての仕組みや対策が記載されていること。                                       | 2  | 10  |
| 3-7                  |                | 事業継続性について        | 本システムの障害対策、バックアップ及びリカバリの仕組みについて具体的に記載されていること。                                      | 3  | 15  |
| 3-8                  |                | 情報セキュリティについて     | 運用時の物理的・技術的・人的セキュリティ等トータルの情報セキュリティ対策が具体的に記載されていること。                                | 2  | 10  |
| 3-9                  | 稼働環境について       | 全体構成について         | 本システムの稼働環境に係る全体構成について、具体的に記載されていること。   | 2  | 10  |
| 3-10                 |                | サーバハードウェアについて    | 本システムの稼働環境に係るサーバハードウェア構成について、具体的に記載されていること。  | 2  | 10  |
| 3-11                 |                | ソフトウェアについて       | 本システムの稼働環境に係るサーバソフトウェア構成について、具体的に記載されていること。  | 2  | 10  |
| 3-12                 |                | クライアントについて       | 本システムの稼働環境に係るクライアント環境について、具体的に記載されていること。特に、制約等について具体的に記載されていること。                   | 2  | 10  |
| 4 開発プロジェクト及び研修に関する事項 |                |                  |  | 7  | 35  |
| 4-1                  | 開発プロジェクトについて   | 開発体制について         | 提案者側の体制（役割分担と主な担当）、主担当者の氏名及びスキル（経験、取得資格等）について、具体的に記載されていること。特に、総括責任者は詳しく記載されていること。 | 1  | 5   |
| 4-2                  |                | 開発スケジュールについて     | 短期間で構築するための工夫等を記載すること。   | 1  | 5   |
| 4-3                  |                | プロジェクト管理について     | サービス提供開始までのスケジュール管理、コスト管理及び品質管理などのプロジェクト管理手法が具体的に記載されていること。                        | 2  | 10  |
| 4-4                  |                | 情報セキュリティについて     | 開発時の物理的・技術的・人的セキュリティ等トータルの情報セキュリティ対策が具体的に記載されていること。                                | 1  | 5   |
| 4-5                  | 研修について         | 研修の実施方法について      | 研修スケジュール、研修内容及び研修体制について具体的に記載されていること。  | 2  | 10  |
| 5 運用保守に関する事項         |                |                  |  | 10 | 50  |
| 5-1                  | 運用保守について       | 運用管理体制について       | 本システムの運用管理体制について、具体的に記載されていること。  | 2  | 10  |
| 5-2                  |                | 運用管理作業について       | 本システムの運用管理作業の考え方、統合運用管理業務を実施する情報管理課との連携の考え方が具体的に記載されていること。                         | 2  | 10  |
| 5-3                  |                | 保守について           | システム保守の考え方、障害等への対応、制度改正等に対応した改修への対応などを記載すること。                                      | 3  | 15  |
| 5-4                  | SLAについて        | SLAについて          | SLAに記載されている設定値等を満たすための運用体制などが記載されていること。また、SLAを評価するための具体的な実現方法が記載されていること。           | 2  | 10  |
| 5-5                  | その他            | 有益な提案について        | その他追加提案があれば、具体的に有益な提案が記載されていること。   | 1  | 5   |
| 6 ライフサイクルコストに関する事項   |                |                  |  | 2  | 10  |
|                      | ライフサイクルコストについて | 投資適正化に対する考え方について | 本システムの導入及び運用に当たり、投資適正化の観点からライフサイクルコストに対する提案者の考え方が具体的に記載されていること。                    | 2  | 10  |
| 計                    |                |                  |  | 80 | 400 |